

議案第83号

めむろ駅前プラザ指定管理者の指定の件

めむろ駅前プラザの指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称 めむろ駅前プラザ

所 在 地 芽室町本通1丁目19番地

2 指定管理者

所 在 地 芽室町本通1丁目19番地

名 称 芽室町商工会

代表者名 会長 谷口 和徳

3 指定期間

令和3年4月 1日から

令和8年3月31日まで

説 明

指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

## 1 指定管理候補者として選定した者

芽室町商工会

## 2 施設名称と所在地

施設名称	所在地
めむろ駅前プラザ	芽室町本通1丁目19番地

## 3 応募団体（申込順）

団体名	所在地
芽室町商工会	芽室町本通1丁目19番地

## 4 選定経過

募集期間	令和2年8月31日～令和2年9月30日
第1回選定委員会 (令和2年11月9日)	・募集経過、結果報告、応募者提案内容の説明 ・評価方法の審議、事業者ヒアリング、書面審議
最終確認 (令和2年11月18日)	・選定評価、結果報告書の確認

## 5 審査の方法について

- (1) 当該施設の指定管理者制度導入の目的、意義を踏まえた評価に努めた。
- (2) 民間人を選定委員に委嘱し、公平性とより広い視野での評価に努めた。
- (3) 次頁の表のとおり審査項目と審査の視点を設定し評価を行った。
- (4) ヒアリングを実施し、提案内容について書面のみでは確認できない部分や熱意を直接聞き取り、提案者の真意・意図を正確に把握するよう努めた。
- (5) 審査項目ごとに配点及び基準点の設定を行い、各委員の付点を平均して総合点数を算出した。

審査項目	審査視点項目	点数
(1)理念・認識	①利用者の視点に立った理念・目標を持っているか。	10
	②公共施設として平等性に配慮されているか。	10
(2)サービス向上、施設効用の最大限発揮	①サービス向上策	15
	②接遇の指導・向上	15
	③利用者への情報提供の考え方	10
(3)施設の適切な維持管理	①施設、設備維持の考え方及びその実施する内容	5
	②人員配置・体制(危機管理含む)	10
(4)管理経費の縮減	①管理経費縮減策について	5
	②事業費の妥当性	5
(5)地域住民の意見の反映	①利用者意見の反映策及び苦情解決	15

## 6 評価結果について

審査	芽室町商工会
総合点数	67点/100点
<p>【評価方法】</p> <p>審査視点項目ごとに付点する。項目ごとの点数はその重要度に応じ5から15点とし、その6割の3、6、9点を基準点とした。</p> <p>全項目の合計は100点（基準点合計は60点）であり、各委員の評点の平均点を総合点数として決定した。なお、総合点数が基準点である60点に満たない場合は選定しないこととしている。</p>	

## 7 選定の理由について

芽室町商工会はこれまでの15年間、めむろ駅前プラザの指定管理者として同施設の管理運営を行っており、毎年度実施している事業評価においても公の施設としての役割を十分認識の上業務に当たっていると評価されている。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設の利用形態の変化にも柔軟に対応しており、また、季節に応じた装飾を行うなど利用者に配慮した積極的な姿勢がうかが

える。施設は設置から20年を超えるが、清潔に保たれており快適な利用環境が整えられている。

加えて、その長期にわたる指定管理期間の中で、施設の老朽化や今後の修繕計画の展望等についても十分に認識しており、町との連携も踏まえた中で先を見据えた対応が期待できる。

以上各項目の審査の結果、指定管理者としてふさわしいと判断されることから指定管理者の候補となる者として芽室町商工会を選定した。

#### 8 芽室町公の施設に係る指定管理者選定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	備 考
委員長	佐野 寿行	副町長
委 員	織田 昌美	民間人有識者
委 員	谷口 尚広	民間人有識者
委 員	田原 あや子	民間人有識者
委 員	安田 敦史	総務課長
委 員	佐藤 季之	企画財政課参事